



令和 8 年 8 月 2 日
港湾局海岸・防災課

熊本県の八代港における国による港湾施設の一部管理について ～令和 8 年熊本地震における対応～

令和 8 年熊本地震により被害を受けた熊本県の八代港における円滑な物資輸送を確保する観点から、港湾法第 55 条の 3 の 3 の規定に基づき、本日、港湾管理者（熊本県）からの要請を受けたことから、8 月 3 日（月）から国が八代港の港湾施設の一部を管理します。

また、これを受けて当面の間、管理を受けた係留施設の利用可否情報を国土交通省港湾局のホームページで公開します。

1. 国が管理する期間 令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 9 月 2 日（水）
2. 港湾の名称 八代港
3. 港湾管理者の名称 熊本県
4. 管理の内容 八代港における係留施設、臨港交通施設及び荷さばき地の利用に関する調整及び応急措置等
5. 管理を受けた係留施設の利用可否情報及び利用に関する相談
（ホームページの公開、利用の開始に関する相談ともに 8 月 3 日（月）9：00 以降に公開、開始する予定です）

（URL）https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn7_000028.html

【問い合わせ先】

（国による一部管理に関すること）

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 災害対策室 篠田、裏野（46751、46752）
電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8689（直通）

（係留施設の利用に関すること）

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 工藤、加治（46712、46735）
電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8688（直通）